

# 第8.8章 口蹄疫 (改正案)

-概要-

# 口蹄疫<sup>家畜伝染病</sup>とは

- 感受性動物は、牛、豚、緬羊、シカなど約40種にもものぼる偶蹄類
- 感染群内での直接伝播性は強く、通常1週間以内に全群が感染を起こす。
- ウイルスが付着した飼料、器具、機械、衣服、靴、車などを介して、群から群に広がる可能性も非常に高い。
- 天候によっては、風の方角に発生が広がることが知られている。
- 牛では2～5日の潜伏期間後、40～41℃の発熱とともに、食欲と体力の減退、著しい流涎、口唇粘膜の炎症、口腔、舌、蹄部に水疱、さらに水疱の崩壊と表皮の剥奪。豚では、症状が比較的軽く、水疱も小さい。
- 豚は牛に比べて感受性は低いが、感染後のウイルス排泄量は、牛の100～2,000倍。また、緬山羊では、症状が不明瞭。



## 改正案の経緯と予定

- 2016年2月にOIEは第1次案を提示。2017年2月には、発生の定義、保護区域、ワクチン接種家畜といった項目の検討が必要とされた。
- 現在加盟国に2回目の意見照会中。

## 改正案のポイント その1

- ✓ 清浄国／地域にアフリカ水牛（キャリアーであることが否定できない）が侵入した場合であっても、適切なサーベイランスによりウイルスの伝播が否定されていればステータスは維持され得る旨を追記。
- ✓ 疾病侵入時の防護区域でのワクチン使用は、残りの地域のステータスに影響を及ぼさない旨を追記。

## 改正案のポイント その2

- ✓ ワクチン非接種清浄国からワクチン接種清浄国への移行が可能である旨を明記。
- ✓ ワクチン接種コンパートメントを設定するための条件を新設。
- ✓ 発生時に緊急ワクチン接種及びサーベイランスを行った場合であって、適切なサーベイランスにより、ワクチン接種の効果が立証されれば、ワクチン接種動物のと畜を伴わなくても清浄ステータスへの復帰を6か月から3か月に短縮することができる旨記載。

## 改正案のポイント その3

- ✓ と畜場への直行に限ってワクチン接種家畜の清浄区域への移動を認めるとともに、移動の際の条件を設定。
- ✓ 公的コントロールプログラムが存在する感染国／地域からの輸入について、豚の生鮮肉の条件を記載。
- ✓ 残飯飼料における口蹄疫ウイルスの不活化手法(第8.8.31bis章)を新設。

# 昨年2月のコード委提案へのコメント

第8.8.4.条及び第8.8.4bis条(ワクチン非接種/接種FMD清浄コンパートメント)を設置することについて

(日本意見)

- コンパートメントにおいて、ウイルスによる暴露を想定した管理措置であるワクチン接種を実施することは矛盾がある。すなわち、FMDワクチン接種措置とコンパートメントという概念は相容れないものとする。
- このことは、OIEホームページに掲載されているガイドライン\*において、“The objective is to establish a subpopulation that is free not only from disease but also from infection, so animals in a compartment should not be vaccinated for the specified diseases.”と明確に説明されている。



(コード委回答)

- 加盟国からの意見への対応として、コード委は、科学委及びアドホックグループによる、「ワクチン接種コンパートメントの実施には、サーベイランス及びバイオセキュリティに係るより厳しい条件を定めた条項が必要となる」との提案に合意する。

# 改正案(第8.8章)の構成

第1条	総則 (宿主、発生定義、潜伏・感染期間、アフリカ野牛の取扱い等)
第2～4条	清浄国、清浄地域及び清浄コンパートメント
第5条	汚染国又は地域
第7条	清浄ステイタスの回復
第8～30条	輸送・輸入条件
第31～38条	ウイルス不活化方法
第39条	公的管理プログラム
第40～42条	サーベイランス

コンパートメント: 国際的な貿易のため、特定の疾病に対して、体系的な監視、まん延防止と隔離(biosecurity)措置が講じられた共通の隔離管理体制の下、全く異なる衛生状態にある1つ以上の飼育施設(establishment)に收容された動物サブ個体群 (出典:コード用語集)



## 第2条 非ワクチン接種FMD清浄国 又は地域（抜粋）

追加、削除

あるFMD清浄国または地域に、感染している可能性のあるアフリカ水牛の侵入があったとしても、サーベイランスによってFMDVの伝播が無いことが実証された場合には、その清浄ステータスを維持できる。

## 第2条 非ワクチン接種FMD清浄国 又は地域（抜粋）

追加、削除

新たに特定されたFMDVの侵入の可能性から、清浄国  
または地域のステータスを保護するために用いられる  
防護地域は、4.3.6条によるものとする。防護地域にお  
いてワクチン接種が行われていても、当該国または地  
域の他の地域の清浄性には影響しない。

### 第3条 ワクチン接種FMD清浄国又は地域(抜粋)

追加

ワクチン非接種FMD清浄国又は地域の要件を満たす加盟国が、ワクチン接種FMD清浄国又は地域へとそのステータスの変更を望む場合、第1.6.6条の質問表の構成に従った計画をOIEに提出し、ワクチン接種の開始希望日を示すものとする。当該国又は地域のステータスは、OIEによって承認されるまで従前のままである。ワクチン接種清浄国として承認された後、すぐに当該国又は地域はワクチン接種を開始する。加盟国は6ヶ月以内に、この期間の間、8.8.3条を遵守した証拠を提出するものとする。それが行われない場合には、当該ステータスは取り消されることになる。

国又は地域が増加するリスク(ワクチン接種の適応を含む)への対応として4.3.6条に基づき防護地域を定める必要がある場合、一度防護地域がOIEによって承認されれば、当該国または地域の、残りの部分の清浄性は変更されない。

# 第4bis条 ワクチン接種FMD清浄コンパートメント

追加

○本コンパートメントはワクチン接種清浄国若しくは地域又は汚染国若しくは地域のいずれにも設置することができるとし、以下の条件を設定。

1) 公的管理プログラム及びサーベイランスシステムの保持

2) a過去12か月間、FMDの症例がないこと

b過去12か月間、FMDV感染の証拠が認められないこと

c適切なワクチン接種とその密接な監視

d動物、精液、受精卵及び動物産物の導入は関連規定に従い実施

e臨床的、血清学的及びウイルス学的サーベイランスにより高い精度で感染の初期段階を検出できることを文書で明示

f動物個体識別及びトレーサビリティシステムの整備

3) 当該コンパートメントの動物サブ個体群及び、リスクを緩和する

バイオセキュリティプラン及び、2)のc,e及びfの詳細な記述

獣医当局はバイオセキュリティプラン策定の3か月前から当該コンパートメントの半径10キロメートル以内に発生がない場合に承認を与えるものとする。

# 第7条 清浄ステイタスの回復 (抜粋)

追加

1. C) 摘発淘汰政策、事後のと畜を伴わないすべてのワクチン接種動物に対する緊急ワクチン接種及び第8.8.40条から第8.8.42条に従うサーベイランスが適用される場合には、最終殺処分動物の廃棄又は最終ワクチン接種のうちいずれか遅い方から6か月。ただし、これには、残されたワクチン接種個体群に感染の証拠がない旨立証する、FMDV非構造タンパク質の抗体検出に基づく血清学的調査を必要とする。血清学的調査及び、全てのワクチン接種された反芻動物とワクチン接種されていないこれらの子、また、他のFMD感受性動物種を代表する数の抽出による全てのワクチン接種された群における非構造タンパク質に対する抗体の血清サーベイランスにより、ワクチン接種の効果が立証されれば、この期間は3ヶ月に短縮することができる。

# 第8条～第30条 移動・輸入条件 (1/10)

## ○と畜場直行家畜に係る基準

条項	由来	対象物品	農場・飼養等条件	と畜施設の条件	と畜時検査	輸送条件
8	発生地域	感受性動物: ワクチン接種/非接種 清浄地域内の直近と畜場直行	移動前最短30日間、導入なし、口蹄疫の臨床症状を示す動物なしの農場で飼養。 最短4週間農場の半径10km内で発生なし  その他、22条2項、23条2項、31条及び38条を遵守	生鮮肉の輸出停止	前後24時間内の検査で異常なし	事前消毒、獣医当局の監視、直行、事後消毒
9	封じ込め地域	感受性動物: ワクチン接種/非接種 清浄地域内の直近と畜場直行	22条2項、23条2項、31条及び38条を遵守	生鮮肉の輸出停止	前後24時間内の検査で異常なし	獣医当局の監視、直行、事後消毒
9bis	ワクチン接種清浄地域	ワクチン接種動物: ワクチン接種/非接種 清浄地域内の直近と畜場直行	移動前最短30日間、口蹄疫の臨床症状を示す動物なしの農場で飼養。最短3か月間、当該地域内で飼養。			獣医当局の監視、直行。汚染地域を通過の場合はいかなる感染源とも接触がないこと。

# 第8条～第30条 輸入条件 (2/10)

追加

## ○輸入に係る基準

条項	由来	対象物品	証明要件			
			農場・飼養等条件	臨床	検査	輸送条件
10	ワクチン非接種 清浄国、地域、 コンパートメント	感受性動物	誕生以来又は最短3か月間、当該国、地域又はコンパートメント内で飼養	発送日に臨床症状なし	過去にワクチンを接種した場合、ウイルス・非構造タンパク陰性	汚染地域を通過の場合はいかなる感染源とも接触がないこと
11	ワクチン接種清 浄国、地域、コン パートメント	反芻動物家畜及び豚	誕生以来又は最短3か月間、当該国、地域又はコンパートメント内で飼養	発送日に臨床症状なし	ワクチン非接種家畜はウイルス・抗体陰性、接種家畜はウイルス・抗非構造タンパク陰性	汚染地域を通過の場合はいかなる感染源とも接触がないこと
11bis	ワクチン接種清 浄国、地域、コン パートメント	と畜場直行ワクチン接種家畜	・移動前最短30日間、口蹄疫の臨床症状を示す動物なしの農場で飼養 ・誕生以来又は最短3か月間、当該国、地域又はコンパートメント内で飼養			・密閉、獣医当局の監視 ・汚染地域を通過の場合はいかなる感染源とも接触がないこと

# 第8条～第30条 輸入条件 (3/10)

追加

## ○輸入に係る基準

条項	由来	対象物品	証明要件			
			農場・飼養等条件	臨床	検査	輸送条件
12	公的管理プログラムが存在する汚染国又は地域	反芻動物家畜及び豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不活化処理されていない残飯を給餌されていない</li> <li>・摘発淘汰が行われている場合→a)最短30日間、30日齢未満の場合は生誕以来同施設で飼養</li> <li>・摘発淘汰が行われている場合→b)最短3か月、3か月齢未満の場合は生誕以来同施設で飼養</li> <li>・農場は公的管理プログラムの対象であり、上記a), b)の期間発生なし</li> </ul>	発送日に臨床症状なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬送30日以上前からの1施設での隔離及び隔離施設内の全頭検査でウイルス・抗体陰性</li> <li>・同期間中隔離施設の半径10km内で発生なし又は、検疫施設で隔離</li> </ul>	いかなる感染源とも接触がないこと



# 第8条～第30条 輸入条件 (4/10)

## ○輸入に係る基準

条項	由来	対象物品	証明要件			
			農場・飼養等条件	臨床	検査	輸送条件
13	ワクチン非接種清浄国、地域又は清浄コンパートメント	反芻動物家畜及び豚の非冷凍精液	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取前最短3か月間、当該国、地域又はコンパートメント内で飼養</li> <li>・感染履歴がある動物がいない施設で飼養</li> <li>・当該精液は第4.5.及び4.6章に従い採取・処理・保管</li> </ul>	採取日に臨床症状なし		
14	ワクチン非接種清浄国、地域又は清浄コンパートメント	反芻動物家畜及び豚の冷凍精液	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取前最短3か月間、当該国、地域又はコンパートメント内で飼養</li> <li>・当該精液は第4.5.及び4.6章に従い採取・処理・保管</li> </ul>	採取日及びその後30日間臨床症状なし		
15	ワクチン接種清浄国、地域	反芻動物家畜及び豚の冷凍精液	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取前最短3か月間、当該国又は地域で飼養</li> <li>・当該精液は第4.5.及び4.6章に従い採取・処理・保管</li> <li>・採取後少なくとも1か月保管、その間同施設で臨床症状なし</li> </ul>	採取日及びその後30日間臨床症状なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正なワクチン接種又は、当該精液採取21日以降の検査で抗体陰性</li> </ul>	
16	汚染国、地域	反芻動物家畜及び豚の冷凍精液	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取前・後30日間、施設の半径10km内に発生なし</li> <li>・当該精液は第4.5.及び4.6章に従い採取・処理・保管</li> <li>・採取後少なくとも1か月保管、その間同施設で臨床症状なし</li> </ul>	採取日及びその後30日間臨床症状なし 検査による陰性の証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正なワクチン接種又は、当該精液採取21日以降の検査で抗体陰性</li> </ul>	

# 第8条～第30条 輸入条件 (5/10)

追加

## ○輸入に係る基準

条項	由来	対象物品	証明要件			
			農場・飼養等条件	臨床	検査	輸送条件
17	FMDを理由とする制限は課さない	ウシ属動物生体 受精卵	OIEコード(第4.7.及び4.9章)に従い収集、処理及び保管			
18	ワクチン非接種 清浄国及び地域 又は清浄コン パートメント	ウシ属動物体外 受精卵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採卵前最短3か月間、当該国、地域又はコンパートメント内で飼養</li> <li>・13,14,15又は16条の規定を満たした精液を使用</li> <li>・第4.7.及び4.9章に従い収集、処理及び保管</li> </ul>	採卵日に臨床症状なし		
19	ワクチン接種清 浄国、地域	ウシ属動物体外 受精卵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採卵前最短3か月間、当該国、地域で飼養</li> <li>・13,14,15又は16条の規定を満たした精液を使用</li> <li>・第4.7.及び4.9章に従い収集、処理及び保管</li> </ul>	採卵日に臨床症状なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正なワクチン接種又は、当該精液採取21日以降の検査で抗体陰性</li> </ul>	

# 第8条～第30条 輸入条件 (6/10)

## ○輸入に係る基準

追加

条項	由来	対象物品	証明要件			
			農場・飼養等条件	臨床	検査	輸送条件
20	ワクチン非接種清浄国及び地域、又は清浄コンパートメント	感受性動物の生鮮肉及び肉製品	・当該国、地域又はコンパートメント内で飼養又は、10条、11条若しくは2条に従い輸入されていたこと		・認可施設でと畜され、前後の検査結果が良好であること	
21	ワクチン接種清浄国、地域	感受性動物の生鮮肉及び肉製品	・当該国又は地域内で飼養又は、10条、11条若しくは2条に従い輸入されていたこと		・認可施設でと畜され、前後の検査結果が良好であること ・反芻動物の頭部は除外	
22	公的管理プログラムが存在する汚染国又は地域	ウシ属又は水牛の生鮮肉(脚部、頭部及び内臓除く)	・定期的なワクチン ・と畜前最短3か月は公的管理プログラム下 ・適正なワクチン接種 ・半径10km内で発生がない 検疫施設での発送前30日以上の隔離		・6.2章の規定に従い、と畜前後の検査を受け、良好な結果を得ていること ・主要リンパ節の除去 ・骨抜き前に2℃以上最短24時間の熟成、両背最長筋中間のpHが6.2未満	・事前消毒、感受性動物との接触なし、と畜場直行 ・と畜場は輸出施設として公的に指定を受けていること、また、と畜前の消毒から発送までの間、口蹄疫ウイルスが発見されないこと

# 第8条～第30条 輸入条件 (7/10)

追加

## ○輸入に係る基準

条項	由来	対象物品	証明要件			
			農場・飼養等条件	臨床	検査	輸送条件
22bis	公的管理プログラムが存在する汚染国又は地域	豚の生鮮肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12条の規定を満たす動物の肉に由来</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・6.2章の規定に従い、と畜前後の検査を受け、良好な結果を得ていること</li> <li>・24時間以内かつ、当該農場で発生がなかったことを獣医当局が確認するよりも前に出荷されないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前消毒、感受性動物との接触なし、と畜場直行</li> <li>・と畜場は輸出施設として公的に指定を受けていること、また、と畜前の消毒から発送までの間、口蹄疫ウイルスが発見されないこと</li> </ul>
23	汚染国、地域	感受性動物の肉製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該肉製品が31条の方法の1つにより処理されていること</li> <li>・再汚染を防ぐ措置が講じられていること</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可施設でのと畜され、かつ、と畜前/後の検査結果が良好であること。</li> </ul>	

# 第8条～第30条 輸入条件 (8/10)

## ○輸入に係る基準

条項	由来	対象物品	証明要件			
			農場・飼養等条件	臨床	検査	輸送条件
24	ワクチン接種/非接種清浄国・地域又は清浄コンパートメント	乳及び乳製品	・当該国、地域又はコンパートメント内で飼養又は、10条、11条若しくは12条に従い輸入された動物に由来すること			
25	公的管理プログラムが存在する汚染国又は地域	乳及び乳製品	・非汚染農場由来 ・35条及び36条に基づくウイルス殺滅処理 ・産物の再汚染防止措置が講じられていること			

# 第8条～第30条 輸入条件 (9/10)

追加

## ○輸入に係る基準

条項	由来	対象物品	証明要件			
			農場・飼養等条件	臨床	検査	輸送条件
26	汚染国、地域	感受性動物の血粉及び肉粉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心温度70℃、30分の加熱処理</li> <li>・産物の再汚染防止措置が講じられていること</li> </ul>			
27	汚染国、地域	感受性動物の羊毛、毛、剛毛、生皮及び皮革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・32条、33条及び34条の方法のひとつでウイルス殺滅処理</li> <li>・産物の再汚染防止措置が講じられていること</li> <li>・通常の製革業界で行われている処理を受けているものは制限しない</li> </ul>			
28	汚染国、地域	わら及びまぐさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物由来物による明らかな汚染がないこと</li> <li>・中心温度が10分間80℃に達する蒸気あるいは、最低温度19℃8時間、35～40%のホルマリンによる燻蒸を受けていること</li> <li>・通関までの間少なくとも4か月保税倉庫に置かれたこと</li> </ul>			

# 第8条～第30条 輸入条件 (10/10)

## ○輸入に係る基準

条項	由来	対象物品	証明要件			
			農場・飼養等条件	臨床	検査	輸送条件
29	ワクチン接種/非接種 清浄国・地域	感受性動物の皮及び剥製の輸入	・右の国、地域又はコンパートメント内で殺された、又は清浄国、地域若しくはコンパートメントに由来すること			
30	汚染国、 <b>地域</b>	感受性動物の皮及び剥製の輸入	・37条の方法に従いウイルス殺滅処理を受けていること			

## 第31bis条 残飯中のFMDV不活化方法

追加

残飯中のFMDVの不活化のため、以下の各号のうち何れかの措置がとられるものとする。

1) 当該残飯は、継続的に攪拌しながら、少なくとも90°Cの温度で、少なくとも60分間維持されている、

2) 当該残飯は、絶対圧力3気圧下において、継続的に攪拌しながら、少なくとも121°Cの温度で、少なくとも10分間維持されている又は

3) 当該残飯はFMDVを不活化することが証明されている適切な処置が講じられている



## 論 点

- ・ワクチン非接種清浄国からワクチン接種清浄国へ移行する手順の記載は受入可能か。
- ・ワクチン接種コンパートメントを設定するための条件が新設されることについて受入可能か。
- ・と畜を伴わない緊急ワクチン接種後、3か月での清浄復帰は受入可能か。受入可能である場合、条件は第8.8.7条1)c)の定めで十分か。